

子ども・子育て支援交付金交付要綱（別紙基準額表） 新旧対照表 【案】

改正後					現行									
別紙					別紙									
1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合	1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合					
利用者 支援事業 業（基 本型・ 特定 型・こ ども 家庭 セン ター 型）	利用 者支 援事 業（基 本型・ 特定 型・こ ども 家庭 セン ター 型）	1 運営費	(略)		利用者 支援事業 業	利用 者支 援事 業（基 本型・ 特定 型・こ ども 家庭 セン ター 型）	1 運営費	(略)		利用者 支援事業 業				
		(1) 基本型					国				国			
		ア 基本分					2/3				2/3			
		① 基本Ⅰ型（開所日数が週5日以上の場合）					都道 府県				1か所当たり年額 <u>8,508,000</u> 円	④ 基本Ⅰ型（開所日数が週5日以上の場合）	都道 府県	1か所当たり年額 <u>7,991,000</u> 円
		1か所当たり年額 <u>2,569,000</u> 円												
		② 基本Ⅱ型（開所日数が週5日に満たない場合）					1/6				市町村	⑥ 基本Ⅲ型（保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合）	1/6	市町村
		③ 基本Ⅲ型（保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合）					1/6					1か所当たり年額 <u>325,000</u> 円	1か所当たり年額 <u>315,000</u> 円	
		イ 加算分					(注)				イ 加算分			
		①夜間加算					国				1か所当たり年額 <u>1,646,000</u> 円	①夜間加算	国	1か所当たり年額 <u>1,568,000</u> 円
		②休日加算					1/2				1か所当たり年額 <u>886,000</u> 円	②休日加算	1/2	1か所当たり年額 <u>844,000</u> 円
		③出張相談支援加算					都道 府県				1か所当たり年額 <u>1,047,000</u> 円	③出張相談支援加算	都道 府県	1か所当たり年額 <u>1,121,000</u> 円
		④機能強化のための取組加算										1/4		
		⑤多言語対応加算					市町村				1か所当たり年額 805,000円	⑤多言語対応加算	市町村	1か所当たり年額 805,000円
⑥特別支援対応加算	1/4	1か所当たり年額 <u>878,000</u> 円	⑥特別支援対応加算	1/4	1か所当たり年額 <u>836,000</u> 円									
⑦多機能型加算		1か所当たり年額 <u>3,402,000</u> 円	⑦多機能型加算		1か所当たり年額 <u>3,377,000</u> 円									
⑧こども家庭センター連携等加算			⑧こども家庭センター連携等加算											

	<p>1か所当たり年額 <u>325,000</u>円</p> <p>※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。</p> <p>(2) 特定型</p> <p>ア 基本分 1か所当たり年額 <u>3,446,000</u>円</p> <p>イ 加算分</p> <p>①夜間加算 1か所当たり年額 <u>1,646,000</u>円</p> <p>②休日加算 1か所当たり年額 <u>886,000</u>円</p> <p>③出張相談支援加算 1か所当たり年額 <u>1,047,000</u>円</p> <p>④機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 <u>2,194,000</u>円</p> <p>⑤多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円</p> <p>⑥特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>878,000</u>円</p> <p>(3) こども家庭センター型</p> <p>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 母子保健機能（従来の子育て世代包括支援センター）</p> <p>①基本分 (i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり <u>15,015,000</u>円 (ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置</p>	<p>(注)</p> <p>以下の(1)かつ(2)に該当する市町村について、は、補助率を1/2とする。</p> <p>(1) 財政力指数1以上の市町村</p> <p>(2) 原則の補助率(2/3)で算出した本区分の国庫補助額が1億円を超える市町村</p>		<p>1か所当たり年額 <u>315,000</u>円</p> <p>※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。</p> <p>(2) 特定型</p> <p>ア 基本分 1か所当たり年額 <u>3,346,000</u>円</p> <p>イ 加算分</p> <p>①夜間加算 1か所当たり年額 <u>1,568,000</u>円</p> <p>②休日加算 1か所当たり年額 <u>844,000</u>円</p> <p>③出張相談支援加算 1か所当たり年額 <u>1,121,000</u>円</p> <p>④機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 <u>2,090,000</u>円</p> <p>⑤多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円</p> <p>⑥特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>836,000</u>円</p> <p>(3) こども家庭センター型</p> <p>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 母子保健機能（従来の子育て世代包括支援センター）</p> <p>①基本分 (i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり <u>15,628,000</u>円 (ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置</p>	
--	--	---	--	--	--

		<p>② (略)</p> <p>オ 地域資源開拓コーディネーターの配置</p> <p>①直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）</p> <p>1 か所当たり <u>3,098,000円</u></p> <p>② (略)</p> <p>カ 制度施行円滑導入経費</p> <p>1 市町村当たり <u>3,608,000円</u></p> <p>(令和8年度までの経過措置) (略)</p> <p>2 開設準備経費（改修費等） (略)</p>								
	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	<p>1 運営費</p> <p>次の（1）から（3）により算出された額の合計額</p> <p>(1) 1か所当たりの妊娠届出受理数 700 件以上 <u>17,293,000円</u></p> <p>(2) 1か所当たりの妊娠届出受理数 200 件以上 700 件未満 <u>10,847,000円</u></p> <p>(3) 1か所当たりの妊娠届出受理数 200 件未満 <u>9,092,000円</u></p> <p>(略)</p>	(略)						(略)	
延長保育事業	(略)	<p>1 一般型</p> <p>(1) 保育短時間認定（ア～エについては在籍児童1人当たり年額、オについては1事業当たり年額）</p> <p>ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員</p>	(略)	(略)						(略)
		<p>② (略)</p> <p>オ 地域資源開拓コーディネーターの配置</p> <p>① 直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）</p> <p>1 か所当たり <u>2,718,000円</u></p> <p>② (略)</p> <p>カ 制度施行円滑導入経費</p> <p>1 市町村当たり <u>3,543,000円</u></p> <p>(令和8年度までの経過措置) (略)</p> <p>2 開設準備経費（改修費等） (略)</p>								
	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	<p>1 運営費</p> <p>次の（1）から（3）により算出された額の合計額</p> <p>(1) 1か所当たりの妊娠届出受理数 700 件以上 <u>15,584,000円</u></p> <p>(2) 1か所当たりの妊娠届出受理数 200 件以上 700 件未満 <u>9,911,000円</u></p> <p>(3) 1か所当たりの妊娠届出受理数 200 件未満 <u>8,239,000円</u></p> <p>(略)</p>	(略)						(略)	
延長保育事業	(略)	<p>1 一般型</p> <p>(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）</p> <p>ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員</p>	(略)	(略)						(略)

20人以上)

延長時間区分	
1 時間	23,300 円
2 時間	46,600 円
3 時間	69,900 円

イ 小規模保育事業

延長時間区分	A 型・B 型	C 型
1 時間	15,400 円	19,500 円
2 時間	30,800 円	39,000 円
3 時間	46,200 円	58,500 円

ウ 事業所内保育事業 (定員 19 人以下)

延長時間区分	
1 時間	14,100 円
2 時間	28,200 円
3 時間	42,300 円

エ 家庭的保育事業

延長時間区分	
1 時間	97,300 円
2 時間	194,600 円
3 時間	291,900 円

オ 障害児保育加算 (平均対象障害児数が 1 人以上の施設)

延長時間区分	
30 分	150,000 円

20人以上)

延長時間区分	
1 時間	21,200 円
2 時間	42,400 円
3 時間	63,600 円

イ 小規模保育事業

延長時間区分	A 型・B 型	C 型
1 時間	14,000 円	17,700 円
2 時間	28,000 円	35,400 円
3 時間	42,000 円	53,100 円

ウ 事業所内保育事業 (定員 19 人以下)

延長時間区分	
1 時間	12,900 円
2 時間	25,800 円
3 時間	38,700 円

エ 家庭的保育事業

延長時間区分	
1 時間	88,600 円
2 時間	177,200 円
3 時間	265,800 円

(新設)

1時間	300,000円
2～3時間	750,000円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	600,000円
1時間	<u>1,909,000円</u>
2～3時間	<u>2,955,000円</u>
4～5時間	<u>6,280,000円</u>
6時間以上	<u>7,401,000円</u>

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自 園 調 理 等	30分	600,000円	600,000円	600,000円
	1時間	<u>1,556,000円</u>	<u>1,556,000円</u>	<u>1,556,000円</u>
	2～3時間	<u>1,916,000円</u>	<u>1,916,000円</u>	<u>1,916,000円</u>
	4～5時間	<u>4,906,000円</u>	<u>4,906,000円</u>	<u>4,888,000円</u>
	6時間以上	<u>5,691,000円</u>	<u>5,691,000円</u>	<u>5,673,000円</u>
そ の 他	30分	600,000円	600,000円	600,000円
	1時間	<u>1,510,000円</u>	<u>1,510,000円</u>	<u>1,510,000円</u>
	2～3時間	<u>1,761,000円</u>	<u>1,761,000円</u>	<u>1,761,000円</u>
	4～5時間	<u>3,996,000円</u>	<u>3,996,000円</u>	<u>3,978,000円</u>
	6時間以上	<u>4,446,000円</u>	<u>4,446,000円</u>	<u>4,428,000円</u>

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	600,000円
1時間	<u>1,760,000円</u>
2～3時間	<u>2,761,000円</u>
4～5時間	<u>5,804,000円</u>
6時間以上	<u>6,835,000円</u>

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自 園 調 理 等	30分	600,000円	600,000円	600,000円
	1時間	<u>1,422,000円</u>	<u>1,422,000円</u>	<u>1,422,000円</u>
	2～3時間	<u>1,760,000円</u>	<u>1,760,000円</u>	<u>1,760,000円</u>
	4～5時間	<u>4,497,000円</u>	<u>4,497,000円</u>	<u>4,475,000円</u>
	6時間以上	<u>5,222,000円</u>	<u>5,222,000円</u>	<u>5,201,000円</u>
そ の 他	30分	600,000円	600,000円	600,000円
	1時間	<u>1,375,000円</u>	<u>1,375,000円</u>	<u>1,375,000円</u>
	2～3時間	<u>1,605,000円</u>	<u>1,605,000円</u>	<u>1,605,000円</u>
	4～5時間	<u>3,655,000円</u>	<u>3,655,000円</u>	<u>3,633,000円</u>
	6時間以上	<u>4,074,000円</u>	<u>4,074,000円</u>	<u>4,053,000円</u>

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員 20 人 以上	定員 19 人以下	
			A 型	B 型
自 園 調 理 等	30 分	552,000 円	552,000 円	552,000 円
	1 時間	<u>1,756,000</u> 円	<u>1,432,000</u> 円	<u>1,432,000</u> 円
	2~3 時間	<u>2,719,000</u> 円	<u>1,763,000</u> 円	<u>1,763,000</u> 円
	4~5 時間	<u>5,778,000</u> 円	<u>4,513,000</u> 円	<u>4,513,000</u> 円
	6 時間以上	<u>6,809,000</u> 円	<u>5,236,000</u> 円	<u>5,236,000</u> 円
そ の 他	30 分	552,000 円	552,000 円	552,000 円
	1 時間	<u>1,543,000</u> 円	<u>1,389,000</u> 円	<u>1,389,000</u> 円
	2~3 時間	<u>2,007,000</u> 円	<u>1,621,000</u> 円	<u>1,621,000</u> 円
	4~5 時間	<u>4,371,000</u> 円	<u>3,676,000</u> 円	<u>3,676,000</u> 円
	6 時間以上	<u>5,093,000</u> 円	<u>4,090,000</u> 円	<u>4,090,000</u> 円

エ 家庭の保育事業

	延長時間区分	利用定員 4 人以上	利用定員 3 人以下
自 園 調 理 等	30 分	<u>343,000</u> 円	<u>176,000</u> 円
	1 時間	<u>686,000</u> 円	<u>351,000</u> 円
	2~3 時間	<u>1,226,000</u> 円	<u>639,000</u> 円
	4~5 時間	<u>3,023,000</u> 円	<u>2,043,000</u> 円
	6 時間以上	<u>4,899,000</u> 円	<u>3,526,000</u> 円
そ の 他	30 分	<u>336,000</u> 円	<u>168,000</u> 円
	1 時間	<u>671,000</u> 円	<u>335,000</u> 円
	2~3 時間	<u>1,174,000</u> 円	<u>587,000</u> 円

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員 20 人 以上	定員 19 人以下	
			A 型	B 型
自 園 調 理 等	30 分	552,000 円	552,000 円	552,000 円
	1 時間	<u>1,619,000</u> 円	<u>1,308,000</u> 円	<u>1,308,000</u> 円
	2~3 時間	<u>2,540,000</u> 円	<u>1,619,000</u> 円	<u>1,619,000</u> 円
	4~5 時間	<u>5,340,000</u> 円	<u>4,138,000</u> 円	<u>4,138,000</u> 円
	6 時間以上	<u>6,288,000</u> 円	<u>4,805,000</u> 円	<u>4,805,000</u> 円
そ の 他	30 分	552,000 円	552,000 円	552,000 円
	1 時間	<u>1,406,000</u> 円	<u>1,265,000</u> 円	<u>1,265,000</u> 円
	2~3 時間	<u>1,828,000</u> 円	<u>1,477,000</u> 円	<u>1,477,000</u> 円
	4~5 時間	<u>3,995,000</u> 円	<u>3,362,000</u> 円	<u>3,362,000</u> 円
	6 時間以上	<u>4,662,000</u> 円	<u>3,748,000</u> 円	<u>3,748,000</u> 円

エ 家庭の保育事業

	延長時間区分	利用定員 4 人以上	利用定員 3 人以下
自 園 調 理 等	30 分	<u>314,000</u> 円	<u>161,000</u> 円
	1 時間	<u>627,000</u> 円	<u>321,000</u> 円
	2~3 時間	<u>1,122,000</u> 円	<u>587,000</u> 円
	4~5 時間	<u>2,792,000</u> 円	<u>1,894,000</u> 円
	6 時間以上	<u>4,498,000</u> 円	<u>3,238,000</u> 円
そ の 他	30 分	<u>306,000</u> 円	<u>153,000</u> 円
	1 時間	<u>611,000</u> 円	<u>306,000</u> 円
	2~3 時間	<u>1,070,000</u> 円	<u>535,000</u> 円

他	4～5 時間	<u>2,217,000 円</u>	<u>1,237,000 円</u>
	6 時間以上	<u>3,757,000 円</u>	<u>2,384,000 円</u>

オ 夜間保育所において夜 10 時以降に行う場合

延長時間区分	
30 分	600,000 円
1 時間	<u>2,137,000 円</u>
2～3 時間	<u>3,183,000 円</u>
4～5 時間	<u>6,394,000 円</u>
6 時間以上	<u>7,401,000 円</u>

カ (略)

キ 障害児保育加算 (平均対象障害児数が 1 人以上の施設)

延長時間区分	
<u>30 分</u>	<u>150,000 円</u>
<u>1 時間</u>	<u>300,000 円</u>
<u>2～3 時間</u>	<u>750,000 円</u>
<u>4～5 時間</u>	<u>1,350,000 円</u>
<u>6 時間以上</u>	<u>1,950,000 円</u>

2 訪問型

(1) 保育短時間認定 (児童 1 人当たり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1 時間	<u>291,900 円</u>
2 時間	<u>583,800 円</u>
3 時間	<u>875,700 円</u>

他	4～5 時間	<u>2,052,000 円</u>	<u>1,155,000 円</u>
	6 時間以上	<u>3,454,000 円</u>	<u>2,193,000 円</u>

オ 夜間保育所において夜 10 時以降に行う場合

延長時間区分	
30 分	600,000 円
1 時間	<u>1,988,000 円</u>
2～3 時間	<u>2,989,000 円</u>
4～5 時間	<u>5,918,000 円</u>
6 時間以上	<u>6,835,000 円</u>

カ (略)

(新設)

2 訪問型

(1) 保育短時間認定 (児童 1 人当たり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1 時間	<u>265,900 円</u>
2 時間	<u>531,800 円</u>
3 時間	<u>797,700 円</u>

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
1時間	<u>291,900</u> 円
2時間	<u>503,000</u> 円
3時間	<u>503,000</u> 円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	<u>168,000</u> 円
1時間	<u>335,000</u> 円
2～3時間	<u>587,000</u> 円
4～5時間	<u>980,000</u> 円
6時間以上	<u>1,372,000</u> 円

イ その他

（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
30分	<u>168,000</u> 円
1時間	<u>335,000</u> 円
2時間以上	<u>503,000</u> 円

(略)

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
1時間	<u>265,900</u> 円
2時間	<u>458,000</u> 円
3時間	<u>458,000</u> 円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	<u>153,000</u> 円
1時間	<u>306,000</u> 円
2～3時間	<u>535,000</u> 円
4～5時間	<u>898,000</u> 円
6時間以上	<u>1,261,000</u> 円

イ その他

（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
30分	<u>153,000</u> 円
1時間	<u>306,000</u> 円
2時間以上	<u>458,000</u> 円

(略)

実費徴収に係 (略) 1 教材費・行事費等（給食費以外） (略)
生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 2,800円

実費徴収に係 (略) 1 教材費・行事費等（給食費以外） (略)
生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 2,700円

る補足 給付を 行う事 業		2 給食費（副食材料費） 低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>5,100</u> 円			る補足 給付を 行う事 業		2 給食費（副食材料費） 低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>4,900</u> 円		
多様な 事業者 の参入 促進・ 能力活 用事業	(略)	1 新規参入施設等への巡回支援 1 施設当たり年額 <u>420,000</u> 円 2～3 (略)	(略)		多様な 事業者 の参入 促進・ 能力活 用事業	(略)	1 新規参入施設等への巡回支援 1 施設当たり年額 <u>400,000</u> 円 2～3 (略)	(略)	
放課後 児童健 全育成 事業 業(特 定分)	放課 後児 童健 全育 成事 業(特 定分)	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生 労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員 （常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 (略) (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>5,107,000</u> 円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>28,000</u> 円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>7,495,000</u> 円－（36人－支援の単位を構成する児童数） × <u>26,000</u> 円 (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>7,495,000</u> 円 (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>7,495,000</u> 円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>96,000</u> 円	(略)		放課後 児童健 全育成 事業 業(特 定分)	放課 後児 童健 全育 成事 業(特 定分)	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生 労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員 （常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 (略) (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>4,615,000</u> 円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>30,000</u> 円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>6,939,000</u> 円－（36人－支援の単位を構成する児童数） × <u>27,000</u> 円 (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>6,939,000</u> 円 (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>6,939,000</u> 円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>85,000</u> 円	(略)	

	<p>(イ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位</p> <p style="text-align: right;"><u>4,997,000円</u></p>					<p>(イ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位</p> <p style="text-align: right;"><u>4,740,000円</u></p>			
	<p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p style="text-align: center;">（年間開所日数-250日）×<u>31,000円</u></p> <p style="text-align: center;">（1日8時間以上開所する場合）</p>					<p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p style="text-align: center;">（年間開所日数-250日）×<u>28,000円</u></p> <p style="text-align: center;">（1日8時間以上開所する場合）</p>			
	<p>ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p style="text-align: center;">（上記要件に該当する開所日数）×<u>31,000円</u></p>					<p>ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p style="text-align: center;">（上記要件に該当する開所日数）×<u>28,000円</u></p>			
	<p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア)平日分（18時半を超えて開所する場合）</p> <p style="text-align: center;">「18時半を超える時間」の年間平均時間数×<u>804,000円</u></p>					<p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア)平日分（18時半を超えて開所する場合）</p> <p style="text-align: center;">「18時半を超える時間」の年間平均時間数×<u>720,000円</u></p>			
	<p>(イ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）</p> <p style="text-align: center;">「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 ×<u>362,000円</u></p>					<p>(イ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）</p> <p style="text-align: center;">「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 ×<u>324,000円</u></p>			
	<p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>5,229,000円</u></p> <p>(イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>3,704,000円</u></p>					<p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>4,802,000円</u></p> <p>(イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>3,327,000円</u></p>			
	<p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p style="text-align: center;">（上記要件に該当する開所日数）×<u>31,000円</u></p>					<p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p style="text-align: center;">（上記要件に該当する開所日数）×<u>28,000円</u></p>			
	<p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>804,000円</u></p>					<p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>720,000円</u></p>			

		<p>②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合</p> <p>(略)</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位</p> <p><u>3,028,000</u>円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>28,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位</p> <p><u>5,416,000</u>円－（36人－支援の単位を構成する児童数） × <u>26,000</u>円</p> <p>(9)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>5,416,000</u>円</p> <p>(2)構成する児童の数が46～70人の支援の単位</p> <p><u>5,416,000</u>円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>96,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が71人以上の支援の単位</p> <p>(略)</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(年間開所日数－250日) × <u>23,000</u>円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>23,000</u>円</p>					<p>②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合</p> <p>(略)</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位</p> <p><u>2,794,000</u>円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>30,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位</p> <p><u>5,117,000</u>円－（36人－支援の単位を構成する児童数） × <u>27,000</u>円</p> <p>(9)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>5,117,000</u>円</p> <p>(2)構成する児童の数が46～70人の支援の単位</p> <p><u>5,117,000</u>円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>85,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が71人以上の支援の単位</p> <p>(略)</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(年間開所日数－250日) × <u>21,000</u>円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>21,000</u>円</p>		
--	--	---	--	--	--	--	---	--	--

	<p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)平日分（18時半を超えて開所する場合）</p> <p>「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>495,000</u> 円</p> <p>(4)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）</p> <p>「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>223,000</u> 円</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>3,580,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>2,054,000</u> 円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p>(上記要件に該当する開所日数) × <u>23,000</u> 円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の</p> <p>年間平均時間数 × <u>495,000</u> 円</p> <p>③設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合</p> <p>(略)</p> <p>(1)年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位</p> <p><u>2,734,000</u> 円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）</p> <p>× <u>28,000</u> 円</p> <p>(4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位</p>			<p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)平日分（18時半を超えて開所する場合）</p> <p>「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>449,000</u> 円</p> <p>(4)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）</p> <p>「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>202,000</u> 円</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>3,356,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,881,000</u> 円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p>(上記要件に該当する開所日数) × <u>21,000</u> 円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の</p> <p>年間平均時間数 × <u>449,000</u> 円</p> <p>③設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合</p> <p>(略)</p> <p>(1)年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位</p> <p><u>2,629,000</u> 円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）</p> <p>× <u>29,000</u> 円</p> <p>(4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位</p>	
--	---	--	--	---	--

	<p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）× <u>19,000</u>円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>336,000</u>円</p> <p>④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合 （略）</p> <p>（1）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>（7）構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>2,027,000</u>円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>30,000</u>円</p> <p>（i）構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,746,000</u>円－（36人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>27,000</u>円</p> <p>（9）構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,746,000</u>円</p> <p>（s）構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,746,000</u>円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>84,000</u>円</p> <p>（t）構成する児童の数が71人以上の支援の単位 （略）</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日） × <u>21,000</u>円</p>			<p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）× <u>17,000</u>円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>298,000</u>円</p> <p>④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合 （略）</p> <p>（1）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>（7）構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,993,000</u>円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>32,000</u>円</p> <p>（i）構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,623,000</u>円－（36人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>29,000</u>円</p> <p>（9）構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,623,000</u>円</p> <p>（s）構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,623,000</u>円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>79,000</u>円</p> <p>（t）構成する児童の数が71人以上の支援の単位 （略）</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日） × <u>20,000</u>円</p>		
--	--	--	--	--	--	--

	(1日8時間以上開所する場合)					(1日8時間以上開所する場合)			
	ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>21,000</u> 円					ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>20,000</u> 円			
	エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (7)平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>394,000</u> 円 (4)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>178,000</u> 円					エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (7)平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>376,000</u> 円 (4)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>169,000</u> 円			
	(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,899,000</u> 円 (4)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,159,000</u> 円					(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,825,000</u> 円 (4)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,152,000</u> 円			
	イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>21,000</u> 円					イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>20,000</u> 円			
	ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>394,000</u> 円					ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>376,000</u> 円			
	⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 (略)					⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 (略)			

	<p>(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,072,000円</u></p> <p>(4)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,159,000円</u></p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p style="text-align: center;">（上記要件に該当する開所日数） × <u>17,000円</u></p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の</p> <p style="text-align: right;">年間平均時間数 × <u>211,000円</u></p> <p>⑥「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号子ども家庭庁成育局長通知。（以下本項目において「局長通知」という。）別添1の10（8）に定める事業を実施する場合</p> <p style="text-align: right;">（分室に設置する1支援の単位当たり年額） <u>799,000円</u></p> <p>（略）</p> <p><u>※上記、①から⑤の区分において、年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所で、構成する児童の数が46人～49人の支援の単位の場合に、別途定める基準を満たす場合には、構成する児童の数を36～45人の支援の単位の基準額を維持することができる。</u></p>				
	<p>2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）</p> <p>（略）</p>	（略）			
	<p>3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 <u>2,352,000円</u></p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p>	（略）			
	<p>(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,023,000円</u></p> <p>(4)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,152,000円</u></p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p style="text-align: center;">（上記要件に該当する開所日数） × <u>16,000円</u></p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の</p> <p style="text-align: right;">年間平均時間数 × <u>201,000円</u></p> <p>⑥「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号子ども家庭庁成育局長通知。（以下本項目において「局長通知」という。）別添1の10（8）に定める事業を実施する場合</p> <p style="text-align: right;">（分室に設置する1支援の単位当たり年額） <u>747,000円</u></p> <p>（略）</p>				
	<p>2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）</p> <p>（略）</p>	（略）			
	<p>3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 <u>2,232,000円</u></p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p>	（略）			

	<p>ア 賃借料補助 <u>3,444,000</u>円</p> <p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 <u>6,300,000</u>円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業</p> <p>ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 <u>1,225,000</u>円</p> <p>イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 <u>613,000</u>円</p> <p>(略)</p>					<p>ア 賃借料補助 <u>3,374,000</u>円</p> <p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 <u>6,100,000</u>円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業</p> <p>ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 <u>1,163,000</u>円</p> <p>イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 <u>581,000</u>円</p> <p>(略)</p>			
放課 後児 童健 全育 成事 業(一 般分)	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり 年額） (略)</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 <u>2,181,000</u>円</p> <p>(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 <u>3,768,000</u>円</p> <p>(略)</p>			放課 後児 童健 全育 成事 業(一 般分)	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり 年額） (略)</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 <u>1,829,000</u>円</p> <p>(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 <u>3,330,000</u>円</p> <p>(略)</p>				
	<p>2 障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額） (略)</p> <p>(1) 障害児を3人以上受け入れる場合</p> <p>ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 <u>2,352,000</u>円</p> <p>イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合</p> <p>(ア)職員を1人配置 <u>2,352,000</u>円</p> <p>(イ)職員を2人以上配置 <u>4,704,000</u>円</p> <p>ウ 障害児を9人以上受け入れる場合</p>				<p>2 障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額） (略)</p> <p>(1) 障害児を3人以上受け入れる場合</p> <p>ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 <u>2,232,000</u>円</p> <p>イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合</p> <p>(ア)職員を1人配置 <u>2,232,000</u>円</p> <p>(イ)職員を2人以上配置 <u>4,464,000</u>円</p> <p>ウ 障害児を9人以上受け入れる場合</p>				

		(7)職員を1人配置 <u>2,352,000円</u>				(7)職員を1人配置 <u>2,232,000円</u>			
		(4)職員を2人配置 <u>4,704,000円</u>				(4)職員を2人配置 <u>4,464,000円</u>			
		(9)職員を3人以上配置 <u>7,056,000円</u>				(9)職員を3人以上配置 <u>6,696,000円</u>			
		(2) 医療的ケア児を受け入れる場合 (略)				(2) 医療的ケア児を受け入れる場合 (略)			
	3	小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 <u>735,000円</u>	(略)			3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 <u>697,000円</u>	(略)		
		(略)				(略)			
	4	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1 事業所当たり年額 <u>1,486,000円</u>	(略)			4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1 事業所当たり年額 <u>1,423,000円</u>	(略)		
		(略)				(略)			
	5	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に 行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要 となる費用を補助 1 支援の単位当たり年額 <u>1,646,000円</u>	(略)			5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に 行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要 となる費用を補助 1 支援の単位当たり年額 <u>1,568,000円</u>	(略)		
		(略)				(略)			
	6	放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 (略)	(略)			6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 (略)	(略)		
		(略)				(略)			
	7	放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童ク	(略)			7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童ク	(略)		

	<p>ラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助</p> <p>1 市町村当たり年額 <u>4,633,000</u> 円</p> <p>(略)</p>				<p>ラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助</p> <p>1 市町村当たり年額 <u>4,433,000</u> 円</p> <p>(略)</p>			
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<p><u>8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</u></p> <p><u>令和6年能登半島地震により、放課後児童クラブを臨時休業等させた場合等において、市町村が保護者へ減免等する利用料相当額の一部を補助</u></p> <p><u>1 支援の単位当たり月額 280,000 円</u></p>	<p><u>災害時放課後児童クラブ利用料支援事業の実施に必要な経費</u></p>		
放課後児童健全育成事業(その他)	<p>1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額 (1)～(3)の合計額</p> <p>(1) 放課後児童支援員を配置</p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 概ね経験年数3年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置</u></p> <p><u>対象職員1人当たり 198,000円</u></p> <p>(3) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) (3)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長(マネジメント)的立場にある者を配置</u></p> <p>(略)</p>	(略)		放課後児童健全育成事業(その他)	<p>1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額 (1)～(3)の合計額</p> <p>(1) 放課後児童支援員を配置</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長(マネジメント)的立場にある者を配置</u></p> <p>(略)</p>	(略)		

		(略)				(略)		
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） (略)	(略)			2 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） (略)	(略)	
子育て 短期支 援事業	子育て 短期支 援事業	1 運営費 (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × <u>10,700</u> 円 イ 2歳以上児 年間延べ日数 × <u>5,540</u> 円 ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親	(略)		子育て 短期支 援事業	子育て 短期支 援事業	1 運営費 (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × <u>9,210</u> 円 イ 2歳以上児 年間延べ日数 × <u>5,200</u> 円 ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親	(略)

		<p>年間延べ日数 × <u>1,500</u>円</p> <p>エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施</p> <p>年間実施日数 × <u>2,000</u>円</p> <p>(略)</p> <p>(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>(ア) 基本分 年間延べ日数 × <u>1,360</u>円</p> <p>(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × <u>1,360</u>円</p> <p>イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × <u>2,510</u>円</p> <p>ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施</p> <p>年間実施日数 × <u>2,000</u>円</p> <p>(略)</p> <p>(3) 実施施設における専従職員の配置に要する費用</p> <p>1 施設当たり年額 <u>7,281,000</u>円</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>						<p>年間延べ日数 × <u>1,340</u>円</p> <p>エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施</p> <p>年間実施日数 × <u>1,860</u>円</p> <p>(略)</p> <p>(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>(ア) 基本分 年間延べ日数 × <u>1,250</u>円</p> <p>(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × <u>1,250</u>円</p> <p>イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × <u>2,310</u>円</p> <p>ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施</p> <p>年間実施日数 × <u>1,860</u>円</p> <p>(略)</p> <p>(3) 実施施設における専従職員の配置に要する費用</p> <p>1 施設当たり年額 <u>6,747,000</u>円</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	<p>1 (略)</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組</p> <p>1 市町村当たり <u>3,000,000</u>円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組</p> <p>1 市町村当たり <u>660,000</u>円</p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組</p> <p>(1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施 要綱の3</p>	(略)	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	<p>1 (略)</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組</p> <p>1 市町村当たり <u>3,248,000</u>円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組</p> <p>1 市町村当たり <u>674,000</u>円</p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組</p> <p>(1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施 要綱の3</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		<p>(4) ①の取組のみを実施している場合</p> <p>1 市町村当たり <u>720,000</u>円</p> <p>(2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施 要綱の3</p> <p>(4) ①及び②の取組を実施している場合</p> <p>1 市町村当たり <u>2,520,000</u>円</p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり <u>640,000</u>円</p>				<p>(4) ①の取組のみを実施している場合</p> <p>1 市町村当たり <u>735,000</u>円</p> <p>(2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施 要綱の3</p> <p>(4) ①及び②の取組を実施している場合</p> <p>1 市町村当たり <u>2,601,000</u>円</p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり <u>644,000</u>円</p>		
子育て 世帯訪 問支援 事業	(略)	<p>1 訪問支援費</p> <p>(1) 訪問支援費</p> <p>ア 基本分</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,650</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>1,000</u>円</p> <p>イ 加算分</p> <p>以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。</p> <p>(ア) 生活保護法による被保護者世帯</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,650</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>1,000</u>円</p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯</p> <p>① 1世帯当たり年間96時間まで</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,650</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>1,000</u>円</p> <p>② 1世帯当たり年間96時間超</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,320</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>800</u>円</p>	(略)	子育て 世帯訪 問支援 事業	(略)	<p>1 訪問支援費</p> <p>(1) 訪問支援費</p> <p>ア 基本分</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,570</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>930</u>円</p> <p>イ 加算分</p> <p>以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。</p> <p>(ア) 生活保護法による被保護者世帯</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,570</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>930</u>円</p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯</p> <p>① 1世帯当たり年間96時間まで</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,570</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>930</u>円</p> <p>② 1世帯当たり年間96時間超</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,260</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>740</u>円</p>	(略)	

		<p>(ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯</p> <p>① 1世帯当たり年間48時間まで</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用時間数 × <u>1,650</u>円</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用件数 × <u>1,000</u>円</p> <p>② 1世帯当たり年間48時間超</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用時間数 × <u>990</u>円</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用件数 × <u>600</u>円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>					<p>(ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯</p> <p>① 1世帯当たり年間48時間まで</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用時間数 × <u>1,570</u>円</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用件数 × <u>930</u>円</p> <p>② 1世帯当たり年間48時間超</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用時間数 × <u>940</u>円</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用件数 × <u>560</u>円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>		
児童育 成支援 拠点事 業	(略)	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本分</p> <p>ア 週3日型 1事業所当たり年額 <u>10,452,000</u>円</p> <p>イ 週4日型 1事業所当たり年額 <u>13,936,000</u>円</p> <p>ウ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>17,308,000</u>円</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア ソーシャルワーク専門職員配置加算</p> <p style="text-align: center;">要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う</p> <p style="text-align: right;">職員の配置 1事業所当たり年額 <u>2,297,000</u>円</p> <p>イ 心理療法担当職員配置加算</p> <p style="text-align: center;">メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して支援を行う職員の配置</p> <p style="text-align: right;">1事業所当たり年額 <u>2,297,000</u>円</p> <p>ウ 送迎加算</p> <p style="text-align: center;">居宅から実施事業所の間等の送迎を実施</p>	(略)	児童育 成支援 拠点事 業	(略)	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本分</p> <p>ア 週3日型 1事業所当たり年額 <u>9,828,000</u>円</p> <p>イ 週4日型 1事業所当たり年額 <u>13,104,000</u>円</p> <p>ウ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>16,368,000</u>円</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア ソーシャルワーク専門職員配置加算</p> <p style="text-align: center;">要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う</p> <p style="text-align: right;">職員の配置 1事業所当たり年額 <u>2,295,000</u>円</p> <p>イ 心理療法担当職員配置加算</p> <p style="text-align: center;">メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して支援を行う職員の配置</p> <p style="text-align: right;">1事業所当たり年額 <u>2,295,000</u>円</p> <p>ウ 送迎加算</p> <p style="text-align: center;">居宅から実施事業所の間等の送迎を実施</p>	(略)		

		<p>(ア) 週3日型 1事業所当たり年額 <u>936,000円</u></p> <p>(イ) 週4日型 1事業所当たり年額 <u>1,248,000円</u></p> <p>(ウ) 週5日型 1事業所当たり年額 <u>1,560,000円</u></p> <p>エ 長時間開所加算 (1事業所当たり年額)</p> <p>(ア) 平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)</p> <p>「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの</p> <p>① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>651,000円</u></p> <p>② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>868,000円</u></p> <p>③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>1,084,000円</u></p> <p>(イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合)</p> <p>「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの</p> <p>① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>156,000円</u></p> <p>② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>208,000円</u></p> <p>③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>258,000円</u></p> <p>オ (略)</p> <p>2 (略)</p>				<p>(ア) 週3日型 1事業所当たり年額 <u>870,000円</u></p> <p>(イ) 週4日型 1事業所当たり年額 <u>1,161,000円</u></p> <p>(ウ) 週5日型 1事業所当たり年額 <u>1,451,000円</u></p> <p>エ 長時間開所加算 (1事業所当たり年額)</p> <p>(ア) 平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)</p> <p>「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの</p> <p>① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>600,000円</u></p> <p>② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>800,000円</u></p> <p>③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>1,001,000円</u></p> <p>(イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合)</p> <p>「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの</p> <p>① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>144,000円</u></p> <p>② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>192,000円</u></p> <p>③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>238,000円</u></p> <p>オ (略)</p> <p>2 (略)</p>	
親子関係形成支援事業	(略)	<p>1 親子関係形成支援プログラムの実施</p> <p>ア 基本分</p> <p>1プログラムにおける回数(講座数)で算出</p> <p>(ア) 全4回 年間実施プログラム数 × <u>93,120円</u></p> <p>(イ) 全5回 年間実施プログラム数 × <u>116,400円</u></p> <p>(ウ) 全6回 年間実施プログラム数 × <u>139,680円</u></p> <p>(エ) 全7回 年間実施プログラム数 × <u>162,960円</u></p> <p>(オ) 全8回 年間実施プログラム数 × <u>186,240円</u></p>	(略)	親子関係形成支援事業	(略)	<p>1 親子関係形成支援プログラムの実施</p> <p>ア 基本分</p> <p>1プログラムにおける回数(講座数)で算出</p> <p>(ア) 全4回 年間実施プログラム数 × <u>90,080円</u></p> <p>(イ) 全5回 年間実施プログラム数 × <u>112,600円</u></p> <p>(ウ) 全6回 年間実施プログラム数 × <u>135,120円</u></p> <p>(エ) 全7回 年間実施プログラム数 × <u>157,640円</u></p> <p>(オ) 全8回 年間実施プログラム数 × <u>180,160円</u></p>	(略)

		<p>(カ) 全9回 年間実施プログラム数 × <u>209,520円</u></p> <p>(キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 × <u>232,800円</u></p> <p>※ 1プログラムにおける回数(講座数)が1回増加すると、補助額が<u>23,280円</u>増加。</p> <p>※ 1プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、(キ)と同額とする。</p> <p>イ 加算分</p> <p>以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。</p> <p>(ア) 生活保護法による被保護者世帯</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用回数 × <u>2,330円</u></p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用回数 × <u>1,860円</u></p> <p>(ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用回数 × <u>1,400円</u></p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>				<p>(カ) 全9回 年間実施プログラム数 × <u>202,680円</u></p> <p>(キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 × <u>225,200円</u></p> <p>※ 1プログラムにおける回数(講座数)が1回増加すると、補助額が<u>22,520円</u>増加。</p> <p>※ 1プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、(キ)と同額とする。</p> <p>イ 加算分</p> <p>以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。</p> <p>(ア) 生活保護法による被保護者世帯</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用回数 × <u>2,250円</u></p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用回数 × <u>1,800円</u></p> <p>(ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用回数 × <u>1,350円</u></p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	
地域子育て支援拠点事業	(略)	<p>1 運営費(1か所当たり年額)</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(ア)3～4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を合計3名以上配置する場合 <u>6,561,000円</u> ・職員を合計2名配置する場合 <u>4,805,000円</u> 	(略)	地域子育て支援拠点事業	(略)	<p>1 運営費(1か所当たり年額)</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(ア)3～4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を合計3名以上配置する場合 <u>6,314,000円</u> ・職員を合計2名配置する場合 <u>4,642,000円</u> 	(略)

		ア 基本分 <u>3,412,000円</u> イ 加算分 <u>1,706,000円</u> (4) 連携型 ア 基本分 3～4日型 <u>2,216,000円</u> 5～7日型 <u>3,449,000円</u> イ 加算分 (7)地域の子育て力を高める取組 <u>512,000円</u> (4)特別支援対応加算 <u>1,184,000円</u> (9)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 <u>26,000円</u> (α)育児参加促進講習休日実施加算 <u>464,000円</u> (略) 2 (略)					ア 基本分 <u>3,292,000円</u> イ 加算分 <u>1,646,000円</u> (4) 連携型 ア 基本分 3～4日型 <u>2,143,000円</u> 5～7日型 <u>3,348,000円</u> イ 加算分 (7)地域の子育て力を高める取組 <u>507,000円</u> (4)特別支援対応加算 <u>1,147,000円</u> (9)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 <u>24,000円</u> (α)育児参加促進講習休日実施加算 <u>443,000円</u> (略) 2 (略)		
一時預 かり事 業	一時 預か り事 業 (一 般 分)	1 運営費 (1) 一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (7) 基本分 <u>※管内全事業所の合計年間延べ利用児童数(一般型対象児童(イ～エを除く)に限る。)(以下、「全事業所合計年間延べ利用児童数」という。)</u> が管内乳幼児(0歳～5歳)人口を超過する場合には、市町村あたりの(7)基本分基準額を次の算出式によって算定された額とする。 <u>(算出式)</u> <u>全事業所の下欄基準額合計×管内乳幼児人口÷全事業所</u>	(略)			一時預 かり事 業 (一 般 分)	1 運営費 (1) 一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (7) 基本分 (一 般 分)	(略)	

合計年間延べ利用児童数＋全事業所の下欄基準額合計×

(全事業所合計年間延べ利用児童数－管内乳幼児人口)

÷全事業所合計年間延べ利用児童数×0.75

① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合

年間延べ利用児童数	基準額
50人未満	1,539,000円
50人以上100人未満	2,063,000円
100人以上200人未満	2,555,000円
200人以上300人未満	3,079,000円
300人以上900人未満	3,492,000円
900人以上1,500人未満	3,740,000円
1,500人以上2,100人未満	5,402,000円
2,100人以上2,700人未満	7,064,000円
2,700人以上3,300人未満	8,726,000円
3,300人以上3,900人未満	10,388,000円
3,900人以上4,500人未満	12,050,000円
4,500人以上5,100人未満	13,712,000円
5,100人以上5,700人未満	15,374,000円
5,700人以上6,300人未満	17,036,000円
6,300人以上6,900人未満	18,698,000円
6,900人以上7,500人未満	20,360,000円
7,500人以上8,100人未満	22,022,000円
8,100人以上8,700人未満	23,684,000円
8,700人以上9,300人未満	25,346,000円

① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。

年間延べ利用児童数	基準額
50人未満	1,473,000円
50人以上100人未満	1,973,000円
100人以上200人未満	2,444,000円
200人以上300人未満	2,945,000円
300人以上900人未満	3,240,000円
900人以上1,500人未満	3,470,000円
1,500人以上2,100人未満	5,012,000円
2,100人以上2,700人未満	6,554,000円
2,700人以上3,300人未満	8,096,000円
3,300人以上3,900人未満	9,638,000円
3,900人以上4,500人未満	11,180,000円
4,500人以上5,100人未満	12,722,000円
5,100人以上5,700人未満	14,264,000円
5,700人以上6,300人未満	15,806,000円
6,300人以上6,900人未満	17,348,000円
6,900人以上7,500人未満	18,890,000円
7,500人以上8,100人未満	20,432,000円
8,100人以上8,700人未満	21,974,000円
8,700人以上9,300人未満	23,516,000円

9,300人以上9,900人未満	<u>27,008,000</u> 円
9,900人以上10,500人未満	<u>28,670,000</u> 円
10,500人以上11,100人未満	<u>30,332,000</u> 円
11,100人以上11,700人未満	<u>31,994,000</u> 円
11,700人以上12,300人未満	<u>33,656,000</u> 円
12,300人以上12,900人未満	<u>35,318,000</u> 円
12,900人以上13,500人未満	<u>36,980,000</u> 円
13,500人以上14,100人未満	<u>38,642,000</u> 円
14,100人以上14,700人未満	<u>40,304,000</u> 円
14,700人以上15,300人未満	<u>41,966,000</u> 円
15,300人以上15,900人未満	<u>43,628,000</u> 円
15,900人以上16,500人未満	<u>45,290,000</u> 円
16,500人以上17,100人未満	<u>46,952,000</u> 円
17,100人以上17,700人未満	<u>48,614,000</u> 円
17,700人以上18,300人未満	<u>50,276,000</u> 円
18,300人以上18,900人未満	<u>51,938,000</u> 円
18,900人以上19,500人未満	<u>53,600,000</u> 円
19,500人以上20,100人未満	<u>55,262,000</u> 円

※20,100人以上の場合は別途協議

② ①以外（地域密着II型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
50人未満	<u>1,539,000</u> 円
50人以上100人未満	<u>2,063,000</u> 円
100人以上200人未満	<u>2,555,000</u> 円
200人以上300人未満	<u>3,079,000</u> 円
300人以上900人未満	<u>3,366,000</u> 円
900人以上1,500人未満	<u>3,605,000</u> 円

9,300人以上9,900人未満	<u>25,058,000</u> 円
9,900人以上10,500人未満	<u>26,600,000</u> 円
10,500人以上11,100人未満	<u>28,142,000</u> 円
11,100人以上11,700人未満	<u>29,684,000</u> 円
11,700人以上12,300人未満	<u>31,226,000</u> 円
12,300人以上12,900人未満	<u>32,768,000</u> 円
12,900人以上13,500人未満	<u>34,310,000</u> 円
13,500人以上14,100人未満	<u>35,852,000</u> 円
14,100人以上14,700人未満	<u>37,394,000</u> 円
14,700人以上15,300人未満	<u>38,936,000</u> 円
15,300人以上15,900人未満	<u>40,478,000</u> 円
15,900人以上16,500人未満	<u>42,020,000</u> 円
16,500人以上17,100人未満	<u>43,562,000</u> 円
17,100人以上17,700人未満	<u>45,104,000</u> 円
17,700人以上18,300人未満	<u>46,646,000</u> 円
18,300人以上18,900人未満	<u>48,188,000</u> 円
18,900人以上19,500人未満	<u>49,730,000</u> 円
19,500人以上20,100人未満	<u>51,272,000</u> 円

※20,100人以上の場合は別途協議

② ①以外（地域密着II型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
50人未満	<u>1,473,000</u> 円
50人以上100人未満	<u>1,973,000</u> 円
100人以上200人未満	<u>2,444,000</u> 円
200人以上300人未満	<u>2,945,000</u> 円
300人以上900人未満	<u>3,114,000</u> 円
900人以上1,500人未満	<u>3,335,000</u> 円

		1,500人以上2,100人未満	<u>5,207,000</u> 円					1,500人以上2,100人未満	<u>4,817,000</u> 円		
		2,100人以上2,700人未満	<u>6,809,000</u> 円					2,100人以上2,700人未満	<u>6,299,000</u> 円		
		2,700人以上3,300人未満	<u>8,411,000</u> 円					2,700人以上3,300人未満	<u>7,781,000</u> 円		
		3,300人以上3,900人未満	<u>10,013,000</u> 円					3,300人以上3,900人未満	<u>9,263,000</u> 円		
		3,900人以上4,500人未満	<u>11,615,000</u> 円					3,900人以上4,500人未満	<u>10,745,000</u> 円		
		4,500人以上5,100人未満	<u>13,217,000</u> 円					4,500人以上5,100人未満	<u>12,227,000</u> 円		
		5,100人以上5,700人未満	<u>14,819,000</u> 円					5,100人以上5,700人未満	<u>13,709,000</u> 円		
		5,700人以上6,300人未満	<u>16,421,000</u> 円					5,700人以上6,300人未満	<u>15,191,000</u> 円		
		6,300人以上6,900人未満	<u>18,023,000</u> 円					6,300人以上6,900人未満	<u>16,673,000</u> 円		
		6,900人以上7,500人未満	<u>19,625,000</u> 円					6,900人以上7,500人未満	<u>18,155,000</u> 円		
		7,500人以上8,100人未満	<u>21,227,000</u> 円					7,500人以上8,100人未満	<u>19,637,000</u> 円		
		8,100人以上8,700人未満	<u>22,829,000</u> 円					8,100人以上8,700人未満	<u>21,119,000</u> 円		
		8,700人以上9,300人未満	<u>24,431,000</u> 円					8,700人以上9,300人未満	<u>22,601,000</u> 円		
		9,300人以上9,900人未満	<u>26,033,000</u> 円					9,300人以上9,900人未満	<u>24,083,000</u> 円		
		9,900人以上10,500人未満	<u>27,635,000</u> 円					9,900人以上10,500人未満	<u>25,565,000</u> 円		
		10,500人以上11,100人未満	<u>29,237,000</u> 円					10,500人以上11,100人未満	<u>27,047,000</u> 円		
		11,100人以上11,700人未満	<u>30,839,000</u> 円					11,100人以上11,700人未満	<u>28,529,000</u> 円		
		11,700人以上12,300人未満	<u>32,441,000</u> 円					11,700人以上12,300人未満	<u>30,011,000</u> 円		
		12,300人以上12,900人未満	<u>34,043,000</u> 円					12,300人以上12,900人未満	<u>31,493,000</u> 円		
		12,900人以上13,500人未満	<u>35,645,000</u> 円					12,900人以上13,500人未満	<u>32,975,000</u> 円		
		13,500人以上14,100人未満	<u>37,247,000</u> 円					13,500人以上14,100人未満	<u>34,457,000</u> 円		
		14,100人以上14,700人未満	<u>38,849,000</u> 円					14,100人以上14,700人未満	<u>35,939,000</u> 円		
		14,700人以上15,300人未満	<u>40,451,000</u> 円					14,700人以上15,300人未満	<u>37,421,000</u> 円		
		15,300人以上15,900人未満	<u>42,053,000</u> 円					15,300人以上15,900人未満	<u>38,903,000</u> 円		
		15,900人以上16,500人未満	<u>43,655,000</u> 円					15,900人以上16,500人未満	<u>40,385,000</u> 円		
		16,500人以上17,100人未満	<u>45,257,000</u> 円					16,500人以上17,100人未満	<u>41,867,000</u> 円		
		17,100人以上17,700人未満	<u>46,859,000</u> 円					17,100人以上17,700人未満	<u>43,349,000</u> 円		

17,700人以上 18,300人未満	<u>48,461,000</u> 円
18,300人以上 18,900人未満	<u>50,063,000</u> 円
18,900人以上 19,500人未満	<u>51,665,000</u> 円
19,500人以上 20,100人未満	<u>53,267,000</u> 円

※20,100人以上の場合は別途協議

(イ) 基幹型施設加算 1,400,000円

イ～ウ (略)

エ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算
(児童1人当たり日額) 4,200円

オ (略)

(2) 幼稚園型 I

ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額)

(7) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)

I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設

- ① 平日 480円
- ② 長期休業日(8時間未満) 480円
- ③ 長期休業日(8時間以上) 960円

II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設

① 平日

$(\underline{1,760,000}\text{円} \div \text{年間延べ利用児童数}) - \underline{440}\text{円}$

(10円未満切り捨て)

② 長期休業日(8時間未満) 440円

17,700人以上 18,300人未満	<u>44,831,000</u> 円
18,300人以上 18,900人未満	<u>46,313,000</u> 円
18,900人以上 19,500人未満	<u>47,795,000</u> 円
19,500人以上 20,100人未満	<u>49,277,000</u> 円

※20,100人以上の場合は別途協議

(イ) 基幹型施設加算 1,330,000円

イ～ウ (略)

エ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算
(児童1人当たり日額) 3,900円

オ (略)

(2) 幼稚園型 I

ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額)

(7) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)

I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設

- ① 平日 440円
- ② 長期休業日(8時間未満) 440円
- ③ 長期休業日(8時間以上) 880円

II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設

① 平日

$(\underline{1,600,000}\text{円} \div \text{年間延べ利用児童数}) - \underline{400}\text{円}$

(10円未満切り捨て)

② 長期休業日(8時間未満) 400円

	<p>③ 長期休業日（8時間以上） <u>880円</u></p> <p>(4) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)</p> <p><u>880円</u></p> <p>(ウ) ～(イ) (略)</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分（ウ及び（3）を除く）（児童1人当たり日額）</p> <p>(ア) 基本分 <u>880円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>ウ 特別な支援を要する児童分（児童1人当たり日額）</p> <p>(略)</p> <p>※ 幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（1施設当たり年額）は、<u>11,245,300円</u>を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア(ア)Ⅰ ③、ア(ア)Ⅱ③、ア(ウ)、ア(エ)、ア(イ)、イ(イ)及びウに係る基準額）を適用したことにより、<u>11,245,300円</u>を超えた場合は、この限りでない）。</p> <p>(3) 幼稚園型Ⅱ（児童1人当たり日額）</p> <p>ア 2歳児</p> <p>Ⅰ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ 利用児童数が1,500人以上の施設</p> <p>(ア) 基本分 <u>2,910円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>Ⅱ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ</p>								
	<p>③ 長期休業日（8時間以上） <u>800円</u></p> <p>(4) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)</p> <p><u>800円</u></p> <p>(ウ) ～(イ) (略)</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分（ウ及び（3）を除く）（児童1人当たり日額）</p> <p>(ア) 基本分 <u>800円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>ウ 特別な支援を要する児童分（児童1人当たり日額）</p> <p>(略)</p> <p>※ 幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（1施設当たり年額）は、<u>10,223,000円</u>を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア(ア)Ⅰ ③、ア(ア)Ⅱ③、ア(ウ)、ア(エ)、ア(イ)、イ(イ)及びウに係る基準額）を適用したことにより、<u>10,223,000円</u>を超えた場合は、この限りでない）。</p> <p>(3) 幼稚園型Ⅱ（児童1人当たり日額）</p> <p>ア 2歳児</p> <p>Ⅰ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ 利用児童数が1,500人以上の施設</p> <p>(ア) 基本分 <u>2,650円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>Ⅱ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ</p>								

	利用児童数が1,500人未満の施設				利用児童数が1,500人未満の施設		
	(7) 基本分	<u>2,560</u> 円			(7) 基本分	<u>2,250</u> 円	
	(i) (略)				(i) (略)		
	イ 1歳児				イ 1歳児		
	(7) 基本分	<u>2,560</u> 円			(7) 基本分	<u>2,250</u> 円	
	(i) (略)				(i) (略)		
	ウ 0歳児				ウ 0歳児		
	(7) 基本分	<u>5,120</u> 円			(7) 基本分	<u>4,500</u> 円	
	(i) (略)				(i) (略)		
	(4) 余裕活用型（児童1人当たり日額）				(4) 余裕活用型（児童1人当たり日額）		
	ア 基本分	<u>2,800</u> 円			ア 基本分	<u>2,600</u> 円	
	イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算				イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算		
	（児童1人当たり日額）	<u>4,200</u> 円			（児童1人当たり日額）	<u>3,900</u> 円	
	ウ (略)				ウ (略)		
	(5) 居宅訪問型（児童1人当たり日額）				(5) 居宅訪問型（児童1人当たり日額）		
	ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童				ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童		
	利用時間4時間以上	<u>12,000</u> 円			利用時間4時間以上	<u>11,000</u> 円	
	利用時間4時間未満	<u>6,000</u> 円			利用時間4時間未満	<u>5,500</u> 円	
	イ 緊急一時預かり対象児童				イ 緊急一時預かり対象児童		
	利用時間4時間以上	<u>16,000</u> 円			利用時間4時間以上	<u>14,000</u> 円	
	利用時間4時間未満	<u>8,000</u> 円			利用時間4時間未満	<u>7,000</u> 円	
	ウ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算				ウ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算		
	（児童1人当たり日額）	<u>4,200</u> 円			（児童1人当たり日額）	<u>3,900</u> 円	

	分)					分)																																														
病児保 育事業	病児 保育 事業 (特 定 分、 一般 分・ 事業 費)	1 病児対応型 (1) 基本分 1か所当たり年額 <u>9,459,000</u> 円 うち改善分 2,538,000円 ※ ただし、 <u>以下のいずれの要件も満たさない場合には改善分を減算すること。</u> ・利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する。 ・市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、他市町村に住民票を有する利用者が予約等できるICTを導入している。 (2) 加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算	(略)		病児保 育事業	病児 保育 事業 (特 定 分、 一般 分・ 事業 費)	1 病児対応型 (1) 基本分 1か所当たり年額 <u>8,808,000</u> 円 うち改善分 2,538,000円 ※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること (2) 加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算	(略)																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人以上100人未満</td><td><u>1,180,000</u>円</td></tr> <tr><td>100人以上150人未満</td><td><u>1,770,000</u>円</td></tr> <tr><td>150人以上200人未満</td><td><u>2,360,000</u>円</td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td><u>3,540,000</u>円</td></tr> <tr><td>300人以上400人未満</td><td><u>4,720,000</u>円</td></tr> <tr><td>400人以上500人未満</td><td><u>5,900,000</u>円</td></tr> <tr><td>500人以上600人未満</td><td><u>7,080,000</u>円</td></tr> <tr><td>600人以上700人未満</td><td><u>8,260,000</u>円</td></tr> <tr><td>700人以上800人未満</td><td><u>9,440,000</u>円</td></tr> <tr><td>800人以上900人未満</td><td><u>10,620,000</u>円</td></tr> <tr><td>900人以上1,000人未満</td><td><u>11,800,000</u>円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)	50人以上100人未満	<u>1,180,000</u> 円	100人以上150人未満	<u>1,770,000</u> 円	150人以上200人未満	<u>2,360,000</u> 円	200人以上300人未満	<u>3,540,000</u> 円	300人以上400人未満	<u>4,720,000</u> 円	400人以上500人未満	<u>5,900,000</u> 円	500人以上600人未満	<u>7,080,000</u> 円	600人以上700人未満	<u>8,260,000</u> 円	700人以上800人未満	<u>9,440,000</u> 円	800人以上900人未満	<u>10,620,000</u> 円	900人以上1,000人未満	<u>11,800,000</u> 円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人以上100人未満</td><td><u>1,130,000</u>円</td></tr> <tr><td>100人以上150人未満</td><td><u>1,695,000</u>円</td></tr> <tr><td>150人以上200人未満</td><td><u>2,260,000</u>円</td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td><u>3,390,000</u>円</td></tr> <tr><td>300人以上400人未満</td><td><u>4,520,000</u>円</td></tr> <tr><td>400人以上500人未満</td><td><u>5,650,000</u>円</td></tr> <tr><td>500人以上600人未満</td><td><u>6,780,000</u>円</td></tr> <tr><td>600人以上700人未満</td><td><u>7,910,000</u>円</td></tr> <tr><td>700人以上800人未満</td><td><u>9,040,000</u>円</td></tr> <tr><td>800人以上900人未満</td><td><u>10,170,000</u>円</td></tr> <tr><td>900人以上1,000人未満</td><td><u>11,300,000</u>円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)	50人以上100人未満	<u>1,130,000</u> 円	100人以上150人未満	<u>1,695,000</u> 円	150人以上200人未満	<u>2,260,000</u> 円	200人以上300人未満	<u>3,390,000</u> 円	300人以上400人未満	<u>4,520,000</u> 円	400人以上500人未満	<u>5,650,000</u> 円	500人以上600人未満	<u>6,780,000</u> 円	600人以上700人未満	<u>7,910,000</u> 円	700人以上800人未満	<u>9,040,000</u> 円	800人以上900人未満	<u>10,170,000</u> 円	900人以上1,000人未満	<u>11,300,000</u> 円
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)																																																			
50人以上100人未満	<u>1,180,000</u> 円																																																			
100人以上150人未満	<u>1,770,000</u> 円																																																			
150人以上200人未満	<u>2,360,000</u> 円																																																			
200人以上300人未満	<u>3,540,000</u> 円																																																			
300人以上400人未満	<u>4,720,000</u> 円																																																			
400人以上500人未満	<u>5,900,000</u> 円																																																			
500人以上600人未満	<u>7,080,000</u> 円																																																			
600人以上700人未満	<u>8,260,000</u> 円																																																			
700人以上800人未満	<u>9,440,000</u> 円																																																			
800人以上900人未満	<u>10,620,000</u> 円																																																			
900人以上1,000人未満	<u>11,800,000</u> 円																																																			
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)																																																			
50人以上100人未満	<u>1,130,000</u> 円																																																			
100人以上150人未満	<u>1,695,000</u> 円																																																			
150人以上200人未満	<u>2,260,000</u> 円																																																			
200人以上300人未満	<u>3,390,000</u> 円																																																			
300人以上400人未満	<u>4,520,000</u> 円																																																			
400人以上500人未満	<u>5,650,000</u> 円																																																			
500人以上600人未満	<u>6,780,000</u> 円																																																			
600人以上700人未満	<u>7,910,000</u> 円																																																			
700人以上800人未満	<u>9,040,000</u> 円																																																			
800人以上900人未満	<u>10,170,000</u> 円																																																			
900人以上1,000人未満	<u>11,300,000</u> 円																																																			

1,000人以上1,100人未満	<u>12,980,000</u> 円
1,100人以上1,200人未満	<u>14,160,000</u> 円
1,200人以上1,300人未満	<u>15,340,000</u> 円
1,300人以上1,400人未満	<u>16,520,000</u> 円
1,400人以上1,500人未満	<u>17,700,000</u> 円
1,500人以上1,600人未満	<u>18,880,000</u> 円
1,600人以上1,700人未満	<u>20,060,000</u> 円
1,700人以上1,800人未満	<u>21,240,000</u> 円
1,800人以上1,900人未満	<u>22,420,000</u> 円
1,900人以上2,000人未満	<u>23,600,000</u> 円
2,000人以上2,200人未満	<u>24,640,000</u> 円
2,200人以上2,400人未満	<u>26,880,000</u> 円
2,400人以上2,600人未満	<u>29,120,000</u> 円
2,600人以上2,800人未満	<u>31,360,000</u> 円
2,800人以上3,000人未満	<u>33,600,000</u> 円
3,000人以上3,200人未満	<u>33,920,000</u> 円
3,200人以上3,400人未満	<u>36,040,000</u> 円
3,400人以上3,600人未満	<u>38,160,000</u> 円
3,600人以上3,800人未満	<u>40,280,000</u> 円
3,800人以上4,000人未満	<u>42,400,000</u> 円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ～オ (略)

カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 1,542,000円

(3) (略)

1,000人以上1,100人未満	<u>12,430,000</u> 円
1,100人以上1,200人未満	<u>13,560,000</u> 円
1,200人以上1,300人未満	<u>14,690,000</u> 円
1,300人以上1,400人未満	<u>15,820,000</u> 円
1,400人以上1,500人未満	<u>16,950,000</u> 円
1,500人以上1,600人未満	<u>18,080,000</u> 円
1,600人以上1,700人未満	<u>19,210,000</u> 円
1,700人以上1,800人未満	<u>20,340,000</u> 円
1,800人以上1,900人未満	<u>21,470,000</u> 円
1,900人以上2,000人未満	<u>22,600,000</u> 円
2,000人以上2,200人未満	<u>23,540,000</u> 円
2,200人以上2,400人未満	<u>25,680,000</u> 円
2,400人以上2,600人未満	<u>27,820,000</u> 円
2,600人以上2,800人未満	<u>29,960,000</u> 円
2,800人以上3,000人未満	<u>32,100,000</u> 円
3,000人以上3,200人未満	<u>32,640,000</u> 円
3,200人以上3,400人未満	<u>34,680,000</u> 円
3,400人以上3,600人未満	<u>36,720,000</u> 円
3,600人以上3,800人未満	<u>38,760,000</u> 円
3,800人以上4,000人未満	<u>40,800,000</u> 円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ～オ (略)

カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 1,300,000円

(3) (略)

2 病後児対応型

(1) 基本分 1か所当たり年額 6,894,000円
 うち改善分 2,225,000円

※ ただし、以下のいずれの要件も満たさない場合には改善分を減算すること。

・利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する。

・市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、他市町村に住民票を有する利用者が予約等できるICTを導入している。

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
50人以上100人未満	1,300,000円
100人以上150人未満	<u>1,663,800円</u>
150人以上200人未満	<u>2,218,400円</u>
200人以上300人未満	<u>3,327,600円</u>
300人以上400人未満	<u>4,436,800円</u>
400人以上500人未満	<u>5,546,000円</u>
500人以上600人未満	<u>6,655,200円</u>
600人以上700人未満	<u>7,764,400円</u>
700人以上800人未満	<u>8,873,600円</u>
800人以上900人未満	<u>9,982,800円</u>
900人以上1,000人未満	<u>11,092,000円</u>
1,000人以上1,100人未満	<u>12,201,200円</u>
1,100人以上1,200人未満	<u>13,310,400円</u>

2 病後児対応型

(1) 基本分 1か所当たり年額 6,338,000円
 うち改善分 2,225,000円

※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
50人以上100人未満	1,300,000円
100人以上150人未満	<u>1,593,300円</u>
150人以上200人未満	<u>2,124,400円</u>
200人以上300人未満	<u>3,186,600円</u>
300人以上400人未満	<u>4,248,800円</u>
400人以上500人未満	<u>5,311,000円</u>
500人以上600人未満	<u>6,373,200円</u>
600人以上700人未満	<u>7,435,400円</u>
700人以上800人未満	<u>8,497,600円</u>
800人以上900人未満	<u>9,559,800円</u>
900人以上1,000人未満	<u>10,622,000円</u>
1,000人以上1,100人未満	<u>11,684,200円</u>
1,100人以上1,200人未満	<u>12,746,400円</u>

1,200人以上1,300人未満	<u>14,419,600</u> 円
1,300人以上1,400人未満	<u>15,528,800</u> 円
1,400人以上1,500人未満	<u>16,638,000</u> 円
1,500人以上1,600人未満	<u>17,747,200</u> 円
1,600人以上1,700人未満	<u>18,856,400</u> 円
1,700人以上1,800人未満	<u>19,965,600</u> 円
1,800人以上1,900人未満	<u>21,074,800</u> 円
1,900人以上2,000人未満	<u>22,184,000</u> 円
2,000人以上2,200人未満	<u>23,161,600</u> 円
2,200人以上2,400人未満	<u>25,267,200</u> 円
2,400人以上2,600人未満	<u>27,372,800</u> 円
2,600人以上2,800人未満	<u>29,478,400</u> 円
2,800人以上3,000人未満	<u>31,584,000</u> 円
3,000人以上3,200人未満	<u>31,884,800</u> 円
3,200人以上3,400人未満	<u>33,877,600</u> 円
3,400人以上3,600人未満	<u>35,870,400</u> 円
3,600人以上3,800人未満	<u>37,863,200</u> 円
3,800人以上4,000人未満	<u>39,856,000</u> 円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ～オ (略)

カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 1,542,000円

(3) (略)

3 体調不良児対応型

1,200人以上1,300人未満	<u>13,808,600</u> 円
1,300人以上1,400人未満	<u>14,870,800</u> 円
1,400人以上1,500人未満	<u>15,933,000</u> 円
1,500人以上1,600人未満	<u>16,995,200</u> 円
1,600人以上1,700人未満	<u>18,057,400</u> 円
1,700人以上1,800人未満	<u>19,119,600</u> 円
1,800人以上1,900人未満	<u>20,181,800</u> 円
1,900人以上2,000人未満	<u>21,244,000</u> 円
2,000人以上2,200人未満	<u>22,127,600</u> 円
2,200人以上2,400人未満	<u>24,139,200</u> 円
2,400人以上2,600人未満	<u>26,150,800</u> 円
2,600人以上2,800人未満	<u>28,162,400</u> 円
2,800人以上3,000人未満	<u>30,174,000</u> 円
3,000人以上3,200人未満	<u>30,681,600</u> 円
3,200人以上3,400人未満	<u>32,599,200</u> 円
3,400人以上3,600人未満	<u>34,516,800</u> 円
3,600人以上3,800人未満	<u>36,434,400</u> 円
3,800人以上4,000人未満	<u>38,352,000</u> 円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ～オ (略)

カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 1,300,000円

(3) (略)

3 体調不良児対応型

		<p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>5,254,000円</u></p> <p>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、<u>2,627,000円</u>)</p> <p>※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し 看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>				
病児 保育 (特 定 分・ 低所 得者 減免 加 算)	(略)	(略)	(略)			
子育て 援助活 動支援 事業 (フ ァミ リー・ ト・セ	(略)	(略)	(略)			
		<p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>4,794,000円</u></p> <p>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、<u>2,397,000円</u>)</p> <p>※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し 看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>				
病児 保育 (特 定 分・ 低所 得者 減免 加 算)	(略)	(略)	(略)			
子育て 援助活 動支援 事業 (フ ァミ リー・ ト・セ	(略)	(略)	(略)			

ンター 事業)					ンター 事業)				
産後ケ ア事業	産後 ケア 事業	<p>(1)デイサービス・アウトリーチ型</p> <p>1か所あたり<u>1,849,300</u>円(※)×実施月数</p> <p>※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。</p> <p>ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を<u>1,849,300</u>円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。)</p> <p>イ <u>1,849,300</u>円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。</p> <p>(2)ショートステイ型</p> <p>1か所あたり<u>2,781,800</u>円(※)×実施月数</p> <p>※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。</p> <p>ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を<u>2,781,800</u>円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。)</p> <p>イ <u>2,781,800</u>円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。</p> <p>(3)24時間365日受入体制整備加算</p> <p>1か所あたり年額 <u>3,080,600</u>円</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	(略)		産後ケ ア事業	産後 ケア 事業	<p>(1)デイサービス・アウトリーチ型</p> <p>1か所あたり<u>1,788,000</u>円(※)×実施月数</p> <p>※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。</p> <p>ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を<u>1,788,000</u>円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。)</p> <p>イ <u>1,788,000</u>円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。</p> <p>(2)ショートステイ型</p> <p>1か所あたり<u>2,605,700</u>円(※)×実施月数</p> <p>※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。</p> <p>ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を<u>2,605,700</u>円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。)</p> <p>イ <u>2,605,700</u>円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。</p> <p>(3)24時間365日受入体制整備加算</p> <p>1か所あたり年額 <u>2,943,600</u>円</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	(略)	

		<p>(7)兄弟や生後4か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に応じた加算</p> <p>1か所あたり <u>182,900</u>円×実施月数</p> <p>※ 1つの施設でデイサービス型及びショートステイ型を実施し、両方の型で対象となる場合の加算は、1か所分として申請すること。</p> <p>(8)夜間に職員配置を2名以上にしているショートステイ型の施設に応じた加算</p> <p>1か所あたり <u>256,700</u>円×実施月数</p> <p>※ 午後6時から翌朝の午前8時までに助産師、保健師又は看護師を2名以上配置している場合に加算の対象とすること。</p>				<p>(7)兄弟や生後4か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に応じた加算</p> <p>1か所あたり <u>174,200</u>円×実施月数</p> <p>※ 1つの施設でデイサービス型及びショートステイ型を実施し、両方の型で対象となる場合の加算は、1か所分として申請すること。</p> <p>(8)夜間に職員配置を2名以上にしているショートステイ型の施設に応じた加算</p> <p>1か所あたり <u>244,600</u>円×実施月数</p> <p>※ 午後6時から翌朝の午前8時までに助産師、保健師又は看護師を2名以上配置している場合に加算の対象とすること。</p>		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<p>乳児等 通園支 援事業 (こども 通園 制度)</p> <p>乳児 等通 園支 援事 業(こ ども 誰で も通 園制 度)</p> <p>1 乳児等通園支援 乳児等通園支援を行うために必要な経費 令和7年4月1日時点の人口により、以下の基準額を適用する。</p> <p>人口100万人以上 1自治体当たり <u>167,430,000</u>円</p> <p>人口50万人以上100万人未満 1自治体当たり <u>134,180,000</u>円</p> <p>人口10万人以上50万人未満 1自治体当たり <u>125,568,000</u>円</p> <p>人口5万人以上10万人未満 1自治体当たり <u>37,189,000</u>円</p> <p>人口5万人未満 1自治体当たり <u>17,214,000</u>円</p> <p>2 指導監督 事業所の指導監督を行うため、市町村に人員を配置した場合に必要な経費 令和7年4月1日時点の人口により、以下の基準額を適用する。</p> <p>人口100万人以上 1自治体当たり <u>18,252,000</u>円</p>	<p>乳児等通園 支援事業 (こども誰 でも通園制 度)の実施 に必要な経 費</p> <p>国 3/4 市町村 1/4</p>		

							<p>人口50万人以上100万人未満 1自治体当たり 9,126,000円</p> <p>人口50万人未満 1自治体当たり 4,563,000円</p> <p>3 賃借料補助</p> <p>こども誰でも通園制度を実施するために令和7年度以降に賃借により事業を実施する事業所に係る経費（賃借料及び礼金に限る）</p> <p>1事業所当たり 3,066,000円</p> <p>※ 3については、事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>		
子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育）	子ども・子育て支援に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育）	<p>1 地域子ども・子育て支援事業における ICT化推進事業</p> <p>(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入</p> <p>(2) 研修のオンライン化</p> <p>(1)、(2)の合計 500,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。</p> <p>(3) 通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円</p>	ICT化推進事業の実施に必要な経費	<p>国</p> <p>1/3</p> <p>都道府県</p> <p>1/3</p> <p>市町村</p> <p>1/3</p>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

<u>事業を 除 く。)</u>	<u>育事 業、 一預 かり 事 業、 病児 保育 事業 を除 く。)</u>	<u>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事 業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は 1か所当たり</u> <u>※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳シス テム等の導入に係る経費に限る。</u>						
<u>(削 除)</u>	<u>(削 除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>子ど も・子 育て支 援法に 基づく 地域子 ども・ 子育て 支援事 業(延 長保育</u>	<u>子ど も・ 子育 て支 援法 に基 づく 地域 子ど も・ 子育 て支 援事 業(延 長保育</u> <u>1 地域子ども・子育て支援事業における ICT化推進事業 (令和6年度補正 予算分)</u> <u>(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入</u> <u>(2) 研修のオンライン化</u> <u>(1)、(2)の合計 500,000円</u> <u>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリ ー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</u> <u>※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必</u>	<u>ICT化推 進事業(令 和6年度補 正予算分) の実施に必 要な経費</u>	<u>国 1/3</u> <u>都道 府県 1/3</u> <u>市町村 1/3</u>

					<p>事業、 一預か り事 業、病 児保育 事業、 乳児等 通園支 援事業 (こど も誰で も通園 制度) を除 く。)</p> <p>て支 援事 業 (延 長保 育事 業、 一預 かり 事 業、 病児 保育 事 業、 乳児 等通 園支 援事 業 (こ ども 誰で も通 園制 度) を除</p>	<p>要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修 をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限 る。</p> <p>(3) 通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリ ーサポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システ ム等の導入に係る経費に限る。</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)